

1 気象警報・特別警報発令時

芦屋市に気象警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。
 (特別警報とは重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、ただちに命を守る行動を取ることが気象庁から呼びかけられているものです。)

警報	<p>○ 開園します。</p> <p>※通園中に安全の確保が難しい場合や<u>特別警報に変更される可能性</u>や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。</p>
特別警報	<p>● 午前7時時点で発令中の場合 休園します。</p> <p>○ 午前10時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開園します。 (園から「開園時間」をお知らせします。また、給食はありませんので、<u>お弁当をお持ちください。</u>)</p> <p>● 午前10時時点で発令中の場合 終日休園となります。</p> <p>※翌日以降の開園については、特別警報が解除された場合でも、施設の安全確認等が必要となりますので、園から開園する時期等を連絡します。</p> <p>【保育中の場合】 休園になりますのでお迎えをお願いします。 「休園」・「安否について」をお知らせします。</p>

2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 対象地域の施設 開園はしますが、開園前に発令された場合は家庭保育、保育中の場合はお迎えのご協力をお願いします。 ○ 対象地域以外の施設 開園します。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none">● 対象地域の施設は休園します。 ※園から「休園」・「安否について」・「避難の有無」「お迎えについて」等をお知らせします。 ※翌日以降の開・休園については園からお知らせします。 ○ 対象地域以外の施設 開園します。

3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下記の地震が発生した場合は以下のとおりです。

以下 震度 4	○ 開園します。
震度 5弱	○ 開園します。 ※保育中の場合、園から「安否について」お知らせします。 ※施設の状態、交通機関の運休等により、休園となる可能性があることをご了承ください。 ※通園中に安全の確保が難しい場合や特別警報に変更される可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。
震度 5強 以上	● 休園します。 ※保育中の場合、休園になりますのでお迎えをお願いします。園から「休園」「安否について」お知らせします。避難する場合は「園のシステム」及び「正門での掲示」により連絡する予定です。 ※翌日以降の開園については園からお知らせします。

4 津波に関する情報発令時

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

津波 注意報	○ 開園します。
大津波 警報	● 2号線以南の施設は、休園します。 ※保育中の場合、2号線以南の施設は指定避難所へ避難することとしています。園から「休園」・「安否について」・「避難の有無」等をお知らせします。 ※翌日以降の開園については園からお知らせします

5 前日から休園を予定する可能性がある場合

台風、大雨等により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の市立・私立保育施設を休所・休園する場合があります。休所・休園は、自然災害の種類や状況、各保育施設の状況等により、園ごとによる個別の対応を行う場合があります。

判断基準となる気象・社会状況等

- ・ 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合
- ・ 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る。）による計画運休
- ・ 本市，神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定
- ・ その他，当該自然災害等への対応として，上記に類する事象

令和3年5月現在